

令和 6 年第 3 回

おいらせ町議会定例会

決算特別委員会

会議録第 1 号

おいらせ町議会 令和6年決算特別委員会記録

おいらせ町議会 令和6年決算特別委員会記録第1号				
招 集 年 月 日	令和6年9月11日（水）			
招 集 の 場 所	おいらせ町役場本庁舎議場			
開 会	令和6年9月11日 午前10時51分 委員長宣告			
延 会	令和6年9月11日 午後 3時40分 委員長宣告			
出 席 委 員	氏 名		氏 名	
	小 向 幸 祐		大 浦 陽 子	
	小笠原 伸 也		沢 尾 宏 之	
	柏 崎 勉		佐々木 勝	
	澤 上 訓		木 村 忠 一	
	田 中 正 一		日野口 和 子	
	平 野 敏 彦		檜 山 忠	
	川 口 弘 治		西 館 芳 信	
	吉 村 敏 文		松 林 義 光	
欠 席 委 員				
会議事件説明のため出席した者の職氏名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
	町 長	成 田 隆	副 町 長	小 向 仁 生
	総 務 課 長	成 田 光 寿	政 策 推 進 課 長	田 中 貴 重
	財 政 管 財 課 長	田 中 淳 也	まちづくり防災課長	久保田 優 治
	税 務 課 長	堤 雅 之	町 民 課 長	松 山 公 士
	保 健 こ ど も 課 長	鈴 木 政 康	介 護 福 祉 課 長	澤 頭 則 光
	農 林 水 産 課 長	柏 崎 和 紀	商 工 観 光 課 長	柏 崎 勝 徳
	地 域 整 備 課 長	岡 本 啓 一	会 計 管 理 者	小 向 正 志
	病 院 事 務 長	栗 嶋 泰 幸	教 育 委 員 会 教 育 長	松 林 義 一
	学 務 課 長	福 田 輝 雄	社 会 教 育 ・ 体 育 課 長	三 村 俊 介
	選挙管理委員会委員長	田 中 直 喜	選挙管理委員会事務局長	成 田 光 寿
	農 業 委 員 会 会 長	松 林 勝 智	農 業 委 員 会 事 務 局 長	柏 崎 和 紀
	監 査 委 員	柏 崎 堅 一	監 査 委 員 事 務 局 長	佐々木 拓 仁
職務のため出席した者の職氏名	事 務 局 長	佐々木 拓 仁	事 務 局 次 長	木 村 英 樹
	事 務 局 主 幹	原 本 愁 子		

事 件 題 目	1	認定第1号	令和5年度おいらせ町一般会計歳入歳出決算認定について
	2	認定第2号	令和5年度おいらせ町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
	3	認定第3号	令和5年度おいらせ町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
	4	認定第4号	令和5年度おいらせ町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
	5	認定第5号	令和5年度おいらせ町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
	6	認定第6号	令和5年度おいらせ町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
	7	認定第7号	令和5年度おいらせ町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
	8	認定第8号	令和5年度おいらせ町病院事業会計決算認定について

発 言 者	発 言 者 の 要 旨
事務局長 (佐々木拓仁君)	修礼を行いますので、ご起立願います。 礼。 ご着席ください。
檜山委員長	おはようございます。もう昼になりますけれども、おはようで挨拶しておきます。 会議に入る前に一言ご挨拶を申し上げます。 先般、決算特別委員長の選任に同意いただきました檜山 忠です。 ご案内のように、決算特別委員会は町の１年間の決算状況を審査する大変重要な委員会であります。 議事進行につきましては、各委員の何分のご協力をお願いを申し上げます。 これから座って、進行してまいります。 ただいまの出席委員数は１５人です。 なお、吉村敏文委員は遅れて来るとの連絡がありました。 (開会時刻 午前１０時５１分)
檜山委員長	質疑に入る前に、委員の皆様をお願いいたします。 決算特別委員会の円滑な議事運営を図るため、質疑の趣旨は明確にすること。 質疑の際は何ページの何款の何々の件についてと、議題に沿って質疑すること。 対象の款の区分では、質疑は３回までとします。対象の款の区分の質疑の回数が３回に満たない場合であっても、他の委員が質疑を行った場合、再び質疑することはできません。関連質疑は必要最小限にとどめること。議題外の発言、または関連質疑が多岐にわたった場合は、発言を禁止します。 なお、委員会の質疑の際は、議席番号は不要となります。質疑の際は、「はい、委員長、誰々」と名字を名乗り、ボタンを押してください。 質疑の区分は、お配りしてあります参考資料の決算関係質疑予定区分表に従って受けます。 以上のことを確認していただき、決算特別委員会の円滑な運営にご協力くださるようお願いいたします。 当委員会に付託されました案件を審査する前に、監査委員より、提出されております各会計歳入歳出決算審査意見書について質疑を行います。 質疑、ありませんか。

	１１款地方交付税です。地方交付税の状況の表をご覧ください。 収入済額の合計は３７億７，１９２万９，０００円で、前年度比０．３％の増となっております。 内訳としては、普通交付税は３３億３９２万５，０００円で、前年度比１．７％の増となり、特別交付税は４億５，９３９万４，０００円で、前年度比８．５％の減、震災復興特別交付税は８６１万円で、前年度比３０．４％の減となっております。 続きまして、１６ページ、１７ページをご覧ください。 １５款国庫支出金です。国庫支出金の内訳の表をご覧ください。 １７ページ、収入済額の合計は２０億５，５９９万５，０００円で、前年度比１１．５％の減となっております。 減額の主な要因は、住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業費補助金の減などによるものです。 続きまして、１８ページ、１９ページをご覧ください。 １６款県支出金です。県支出金の内訳の表をご覧ください。 １９ページ、収入済額の合計は１５億５，２５５万５，０００円で、前年度比１２．２％の増となっております。 増額の主な要因は、畑地化促進事業補助金などの増によるものです。 続きまして、２４ページをご覧ください。 ２２款町債です。町債の内訳の表をご覧ください。 借入額の合計は３億９，５５２万１，０００円で、前年度比２１．９％の増となっております。 増額の主な要因は、中学校空調設備整備事業債の増によるものです。 続きまして、２５ページをご覧ください。 歳出の内訳については、第７表目的別歳出決算額の状況をご覧ください。 構成比で大きいものは、３款民生費の４４億８，５９９万５，０００円で構成比は３７．６％となり、以下、２款総務費１８億３，８６４万９，０００円で１５．４％、８款土木費１３億８，７５２万４，０００円で１１．６％、１０款教育費１２億７，０６０万１，０００円で１０．６％、１２款公債費１０億３，１９８万３，０００円で８．７％となっております。 前年度と比較しますと、総務費は公共施設整備基金積立金等の増により７．９％の増、民生費は子どものための教育・保育給付費等の増により７．１％の増となる一方、商工費は町商工会プレミアム付商品券発行事業費補助金の減により３１．９％の減、教育費は小学校受電設備改修工事費などの減により１２．９％の減となっております。
--	---

	以上で説明を終わります。
檜山委員長	説明が終わりました。 配付しております参考資料の決算関係質疑予定区分により質疑を行います。 質疑は、歳入歳出決算書の事項別明細書により行います。 歳入歳出決算のうち、歳入についての質疑を行います。 第1款町税から第12款交通安全対策特別交付金までについての質疑を行います。 決算書の16ページから23ページまで、主要施策の成果は11ページから13ページまでとなります。 質疑ありませんか。 川口委員。
川口弘治委員	主要施策の13ページの12款交通安全対策特別交付金、この交付金の、これはどこから交付金が出されているのか。まずそのところをお願いします。
檜山委員長	まちづくり防災課長。
まちづくり防災課長 (久保田優治君)	川口委員にお答えいたします。 13ページ、交通安全対策特別交付金ですが、国から来ている交付金ということで、原資は13ページに交付基準が書いてあるとおりの予定で年に1回入っております。 以上です。
檜山委員長	川口委員。
川口弘治委員	ありがとうございます。 国から県を通して町に入っているというですね。 この項目見ると、交通罰則金等が原資となっておりますが、年々、対比で増えているのか減っているのか、その辺の比較というのはお分かりになるか、なる範囲でいいですので、お知らせください。
檜山委員長	まちづくり防災課長。
まちづくり防災課長	そんなに古くはないんですが、13ページに書いてある例であれば、令和4年

(久保田優治君)	度は244万1,000円、令和5年度の決算は229万1,000円で、令和4年度比では15万円ほど減しているということなので、原資が交通違反反則金なので、そういう例ですね、上限は多々あると思いますが、200万円強は来るかなということで、毎年想定はしております。
檜山委員長	よろしいですか。ほかにございませんか。 平野委員。
平野敏彦委員	一般会計決算書の17ページ、町税の固定資産税のところで見ますと、不納欠損額が496万2,279円、収入未済額が3,899万8,991円とあります。他の町税全般で見て不納欠損額が今年は727万円で、昨年の820万円よりも減っているんで、いい努力しているのは分かりますけれども、収入未済額についても、昨年は7,900万円、今年は7,200万円ということで、担当の徴収、そういうものについての評価をしますけれども、この固定資産税については逆に昨年よりも、昨年は408万円の欠損で8万6,000円が、今年は496万2,000円というようなことになっていまして、この増えている要因というのは、滞納繰越が496万2,000円になっていますが、この部分というのは、昨年は408万6,000円なのが九十六万何ぼも滞納繰越が増えたというのは、要因はこれは何でしょうかね。これ一つお聞かせをいただきたいと思います。 それから、23ページ、分担金負担金のところですけども（不規則発言あり）一般会計23ページだからいいんじゃない（「主要施策は11ページから13ページで、決算書は16ページから23ページ」の声あり）23だからいいんじゃない。 13款（「12款まで」の声あり）ページが間違っている（不規則発言あり）ここまでの上までか、じゃあそこで終わります。
檜山委員長	いいですか。じゃあ、答弁。 税務課長。
税務課長 (堤 雅之君)	ただいま、固定資産税の不納欠損に係る質問がございました。 増えた要因はということですけども、不納欠損をするに当たり、当然様々な調査を行います。例えば、給与調査であったり、預金調査であったり様々行った上で、どうしても取れないということが分かったものが欠損となるわけですけども、実際増えた要因がこれというのは、これですと言えるものは特にござい

	ません。申し訳ありませんが、毎年、これまで重ねてきたというか、滞納整理として行ってきたものを全て行った上で、結果として増えたということですか、ここではちょっとお答えできないので、申し訳ございませんがそれでご理解いただければと思います。 以上です。
檜山委員長	平野委員。
平野敏彦委員	これは、不納欠損が増えるということは、結局、収入未済額が増えていくから、そのまま繰越しされて、年数がたつて不納欠損に落ちていくということが要因だと思うんですけども。そうではないでしょうか。私、ちょっと、今の話はちょっと理解できないんですけども。もう一回、ちゃんと説明お願いします。
檜山委員長	税務課長。
税務課長 （堤 雅之君）	分かりやすくということですので、もう少し詳しくお話できればいいんですけども、ちょっと伝わるかどうか、お答えしたいと思います。 欠損をするに当たって、例えば滞納処分の一つとして、財産の差押えとか、そういうものがございます。差押えをするに当たって、差押えしたときに、例えばその方が生活が非常に困難になるというような状況であれば、それは滞納処分できないということで執行を停止します。そういった場合は3年間様子を見るんですけども、それでも資力の回復が見込めないというような状況であれば、3年でそこで欠損という形になりますし、少しずつ納めながらも残った大きいものが5年経過してしまったというような状況であれば、5年の消滅時効ということがあります。ですので、欠損するまでの経過の時間がその人によって大きく変わってきます。例えば、時効が来るまでの5年間の間に、例えば一部分でもその方が払いますというような意思を示した場合はそこで時効が中断しまして、また新たにそこから5年ということになりますので、その人によって、本当に古いものであれば平成23年とか、24年とか、そういったものの欠損がこの中に入っております。ですので、その欠損する年によってその額は変わりますので、増えた要因というのがはっきり言えないという状況であることをご理解いただければと思います。 以上です。
檜山委員長	いいですか。

平野敏彦委員	平野委員。 私、主要施策の成果の５６ページのところで不納欠損の状況というのがちゃんと載っているんですけども、これは根拠があって不納欠損しているわけですから、増えた要因というのは、結局納める人がなくなったから増えているわけです。だから、こういう、歳出のほうで落としている、この主要施策の成果と見比べてみれば分かると思いますので、もう答弁はいいです。
檜山委員長 (委員席)	ほかにございませんか。 ＊＊「なし」の声＊＊
檜山委員長	なしと認め、第１款から第１２款までについての質疑を終わります。 次に、第１３款分担金及び負担金から第１６款県支出金までについての質疑を行います。 決算書の２２ページから３７ページまで、主要施策の成果は１４ページから１９ページまでとなります。 質疑ありませんか。 平野委員。
平野敏彦委員	決算書の２３ページのところでですけども、分担金及び負担金、１３款の中で、分担金が、１項の分担金、３項の教育費負担金のところで、小学校給食費負担金滞納繰越分があります。収入未済額が１１６万８０１円。これで、去年繰越しの、去年の決算と見比べてみれば、ほぼ金額が変わっていませんけれども、これ、滞納の解消にどういう形で努めているのかお聞かせをいただきたいと思います。 それと、もう一つ、２５ページのところでですけども、７目の土木費のところで町営住宅の使用料、これも収入未済額１７６万３、０００円、それから滞納繰越分が９２０万８、０００円、いろいろ、町営住宅に入っている人についてはそれぞれに事情があってこういう形になっているのかなと思いますけれども、金額的にいきますと合わせて約１、０００万円を超えているわけですから、この辺の現状、それから対策、これについて伺います。
檜山委員長	学務課長。
学務課長 (福田輝雄君)	お答えいたします。 学校給食費の滞納繰越分の対応になりますが、これまでも継続して催告書の発

	送、電話催告、必要に応じて戸別訪問をしているところとなっておりますけれども、これまで児童手当からの定額的な充当等を行っていただきながら滞納繰越分を納付していただいていたところだったんですけども、ここ数年やはり古いものが残ってきているところがありまして、その部分で催告したりしているところなんですけれども、やはり年数がたってくると納付意欲が薄れた部分が出てきているところがありますので、今は個別の状況、事情をもう一度洗い直しながら、必要な措置を講じていきたいと考えて進めているところとなっております。 以上です。
檜山委員長 地域整備課長 (岡本啓一君)	地域整備課長。 お答えします。 私からは、町営住宅の滞納整理についての取組についてお尋ねがありましたのでご説明申し上げます。 町営住宅の使用料について納付が遅れた方につきましては、毎月督促状を発出いたしまして、それでもなお納めていただけない方については催告書を送るというような手順になります。 そして、なおかつ納めていただけないような長期滞納者につきましては、個別に面談するとか、呼出しをするだとか、あるいは連帯保証人への働きかけを行いながら滞納額の圧縮に努めているところでございますが、こうやって納付していただく方もいるんですが、残念ながら新たに滞納する方もおりまして、トータルとして同じような規模の滞納額が残っているというような状況にありますが、ただ対策としては地道に日頃から常に行っておるということをご理解いただきたいと思います。 以上です。
檜山委員長 平野敏彦委員	平野委員。 小学校の給食費の滞納繰越が昨年は22万5,000円で、中学校が幾らかあったんですよね。給食が無料化になってもこの解消できないというのが、それなりに取り組む、実際に金額的にいったらほとんど解消されていませんよ。前年の令和4年度決算、令和5年度決算比べてみても、118万6,000円が116万円で2万円かそれくらいしか解消してしていませんよ。給食が無料化になって、父兄の負担がなくなっているわけですから、その辺は本当に取組がこれいいのかという、何のために給食無料化しているのか、ちょっと私は、ここ苦しみ

	ます、理解に。もう少し詳しく説明いただきたい。 それから、町営住宅の使用料については、やっぱり新規入居者も、様々入替えがあったりして事情がある、そういう形で、私は入っている方々の生活状況をちゃんと把握して、私は全て100%徴収しなさいということじゃなくて、事情に合った形で入居者に対して町も指導する、そしてまた、もうどうにも生保とかそういうのを申請したほうがいいんじゃないかと、そういう方も多分見受けられると思うので、この辺は関係課と協議して、対応していただくように私はお願いしたいと思います。 以上です。
檜山委員長	教育長。
教育委員会教育長 (松林義一君)	先ほどの給食費についてお話をいたします。 課長も、後でまた課長に話してもらいますが、大半がかなり前の未納の金額になっております。給食費無償化になってからのことについても少し説明します。 10月から八戸も三沢も給食費無償化になりますが、これまではおいらせ町、ここ近辺ではおいらせ町だけでありました。区域外通学をしている子供、例えば八戸からおいらせ町の学校に行ける子たちについては、給食費は頂かなければならないんですが、なかなか、そのころでも未納が発生している場合もあります。それから、おいらせ町から八戸に引っ越しをして、別なところに家を建てたときでも子供がおいらせ町の学校に在籍している場合は、住所が移った時点で給食費をもらわなきゃならないという事例もあります。そのときも、少し未納が発生したりする場合もあります。 詳しく言うと、そういう事例が幾つかあるということになります。県内一斉に給食費の無償化が始まったわけではないので、そういったことでもなかなか、給食費を頂くことができない場合もありました。 詳しくは、また課長から。
檜山委員長	学務課長。
学務課長 (福田輝雄君)	お答えいたします。 今、教育長からもお話あったように、実は大半が町の給食費無償化する前の、平成18年からのものからが大半になっております。対応が不十分じゃないかという部分につきましては、やはり、過去の古いものに対してもう少し対応を厳しくしていけばよかったのかもしれませんが、現在はそういう部分で改めて対応を

	お願いをしているところとなります。 また、担当職員につきましては、これまで現年をやっぱり滞納繰越に行かないようにということで、現年、令和3年、令和4年、令和5年の3年間ですね、現年は未納がない形で処理ができておりますので、その部分につきましては今後も気をつけて、収納をしていく形にはなりますけれども、やはり古いものをこれからどういう形で納入または対処していくかという部分は課題になっておりますので、そのところを今年度も進めていくこととしております。 以上です。
檜山委員長	地域整備課長。
地域整備課長 (岡本啓一君)	私から、町営住宅使用料の滞納者への対応についてご質問がありましたのでお答えします。 滞納者個々の状況についてよく把握して、場合によっては生活保護などを案内したらいいいのではないかとご提言かと思えます。滞納者につきましては、最初に答弁申し上げましたとおり、個別面談とか状況の把握に努めているほか、あるいは使用料の算定のため毎年収入の状況について申告していただくなど、滞納者以外にも幅広くその方の経済状況について把握しているものでございます。 ただ、委員ご指摘のとおり、長期滞納者で動きがなくて、そのほか打開策がないような方につきましては、今後の対応の参考意見として受け止めさせていただきたいなと思えます。 以上です。
檜山委員長	平野委員。
平野敏彦委員	今の答弁ですと、地域整備課長は前向きに対応していきたいということで、ぜひ関係課とも協議しながら、入居者に対する指導をお願いしたいと思えます。 それから給食は、平成18年、無償化の前だということであれば、私は税のほうの不納欠損の処分の時効消滅3年、5年、もうたっているんじゃないかなと思うんですけども。この辺の手続の仕方は、手数料の場合は、税との扱いとどこが違うのか、ここお聞かせいただきたいと思います。
檜山委員長	学務課長。
学務課長	お答えいたします。

(福田輝雄君)	町の私債権の条例に基づいて処理する形になるかと思っております。先ほど来お話ししているのは、やはり職員もそういう部分でたけた者がいないので、今勉強しているところとなっております。基本的には、私債権ですので民法が根拠となる形となるということで、民法の取扱いを今税務課の職員と滞納班と聞きながら、現在の給食センターの職員が今勉強しながらその部分どういう形の対応ができるのかということで、今、私のほうで指示しているのは一世帯一世帯の状況を把握して、それを基にして一世帯ずつ対応していきましょうということで進めておりますので、ご理解いただければと思います。
檜山委員長	ほかに質疑ありませんか。 大浦委員。
大浦陽子委員	私は、21ページ、18款寄附金、ふるさと納税応援寄附金の使途別内訳の中で、実は私はふるさと納税するんですけども、ちょっとふるさと納税の項目が少ないうように感じるんですけども。その中でもその他が、金額がやっぱり一番寄附の中で多くて（不規則発言あり）まだ、すみません。次で。（「取り消します」の声あり）取り消します。
檜山委員長	先に、主要施策かどっちかの話をしてから、お願いします。 今のはなかったこととして、ほかに質疑ございませんか。
(委員席)	**「なし」の声**
檜山委員長	なしと認め、第13款から第16款までについての質疑を終わります。 次に、第17款財産収入から第23款自動車取得税交付金までについての質疑を行います。 決算書の36ページから49ページまで、主要施策の成果は19ページから24ページまでとなります。 質疑ありませんか。 大浦委員。
大浦陽子委員	すみません、先ほどは。大浦です。 21ページ18款（「主要施策かどうか」の声あり）主要施策の成果から、21ページ、18款寄附金、ふるさと応援寄附金の使途別内訳についてですが、他の市町村は寄附金の項目が結構細かくあるんですけども、何かこれを見ると大ざっぱなその他というのが一番金額が多いように思えて、その他の内訳は何に使わ

	れているのかと、あと今年度も新型コロナウイルス対策の寄附は続けてあるのか。この2つをお聞かせください。
檜山委員長	商工観光課長。
商工観光課長 (柏崎勝徳君)	それではお答えをいたします。 こちらの主要施策の成果の21ページにあります使途の内訳につきましては、令和5年度の寄附で受けたものの、寄附者がこれに使ってほしいということで使途を定めて寄附したものの内訳ということになります。その他、1,236万8,000円につきましては、その上の1、2、3、4、5、6以外のものということでの指定でございますので、その他に関してはどれに使うのかというのは町の裁量で充当先は決めているものでございます。 それから、新型コロナウイルス対策につきましては、令和6年はこの使途の内訳からは削除しているところでございます。 あと、充当先につきましては、申し訳ありません、それぞれ令和4年度に積んだ分について、令和5年度でそれを取崩しをして、それぞれの事業に充当しているということでございますが、ちょっと金額につきましては今私の手元になくて、大変申し訳ございませんが、目的に沿った形で充当しているということになります。 以上です。
檜山委員長	財政管財課長。
財政管財課長 (田中淳也君)	ふるさと応援寄附金の使途についてですけれども、今ここに手持ちの資料がちょっとありませんで、先ほども商工観光課長言ったように、前々年度の積立て、寄附金の分を積立てをしまして、各種事業に充てているところでございますけれども、令和4年度の部分が入っております。 その他の部分につきましては、調べて後刻答弁させていただきたいと思えます。 以上です。
檜山委員長	大浦委員。
大浦陽子委員	分かりました。後で報告をお待ちしております。

檜山委員長	よろしいですか。ほかに質疑。 川口委員。
川口弘治委員	私も、同じページの主要施策の２１ページのふるさと応援寄附金の上の内訳の表です。令和５年度２，２８５万６，０００円の寄附がありました。この数字は寄附を頂いた金、返礼品がありますよね、これを差し引いて残ったお金がこの金額なのか。寄附を頂いた金額がこうですよということか、その辺、ちょっと申し訳ないですがお知らせをお願いします。
檜山委員長	商工観光課長。
商工観光課長 (柏崎勝徳君)	それでは、川口委員のご質問にお答えをいたします。 こちらの２，２８５万６，０００円は、純粋に寄附を受けた金額となります。返礼品につきましては歳出に出てきますけれども４９５万１，５３０円を返礼品として執行しておりますが、これはまた別のお金といいますか、一般財源でそちらの分は支払いしていますので、この２，２８５万６，０００円につきましては、寄附として受けた金額そのものということになります。 以上です。
檜山委員長	川口委員。
川口弘治委員	ありがとうございました。 ちょっとイメージとして、認識不足で大変申し訳ありません。 よく全国的にもというか、返礼品のよしあしで寄附金が増えるという、いろいろな、総務省も余計な、こんなこと言ったら怒られるかな、余計な介入なんかしたりなんかしてという、その差が出てきて、小笠原委員からも一般質問等でよく、いやもっと寄附金を増やす作戦を立ててはいかがですかという、そういう話が出ますが、なるほど、もらったお金で、返礼品は返礼品として別個なわけですね。そういう考え方ということは、返礼品に係るものの歳出、支出ですね、実質は、支出分、返礼品に係る分、これは一般会計で持っている。その部分というのは町単独の部分、そういうことですか。
檜山委員長	商工観光課長。
商工観光課長	お答えをいたします。

(柏崎勝徳君)	川口委員ご指摘のとおりでございまして、返礼品につきましては寄附金から差し引くとかではなくて、寄附金は純粹に寄附を頂いた金額をそのまま収入として受けますし、返礼品に係る経費につきましては、別途一般財源から支払いをしているということになります。よろしいでしょうか。
檜山委員長	川口委員。
川口弘治委員	よく分かりました。ありがとうございます。 今回の決算には出てきませんが、ちょっと町の使用料ですね。条例改正されて、一部負担、無料から負担を頂くというそういう改正になりました。来年の決算には出てくると思いますが。この使途の目的の中で、せっかくこういう応援寄附金を頂くのであれば、たしか、負担金を頂いたにしても、使用料を頂いたにしても、年間で１００万円とか２００万円というそういう説明だったと思いますが、そういうものを合わせることが可能ではないかなと、私はそうあってほしいなという、一つの要望で終わります。
檜山委員長	いいですか、答弁はいいですね。 ほかに質疑ございませんか。 平野委員。
平野敏彦委員	私は、主要施策の成果のところ、今のふるさと応援寄附金について関連で質問させていただきます。 返礼品については４９５万１，０００円ということで回答いただきましたので、実際にこの返礼品の品目、多い順に３点から５点くらい挙げていただければ。これこれこれのセットとかという形で、あったらお知らせをいただきたいと思います。 それから、もう一点は、応援寄附金の使途別内訳のところ、人材育成のところで奨学金運用１５６万２，０００円とありますけれども、これは決算で出ていますから、奨学金の特別会計に充当になっているのかどうか。これを、２点お伺いします。
檜山委員長	商工観光課長。
商工観光課長 (柏崎勝徳君)	それでは、平野委員のご質問にお答えをいたします。 お礼品の多い順に３つぐらい教えてほしいということでご質問いただきました

	た。令和５年度の寄附件数の多かったお礼品ということで、１番目はまきストープ用の乾燥まきというのが２３７件で、これが一番多かったです。２つ目が「石蔵のはちみつアカシアセット」１９１件、「おいらせ桃川三酒の福セット」ということで１５２件ということで、これが上位３つのお礼品ということになります。 それから、奨学資金への運用というものにつきましては、奨学資金会計に繰り出しをしております。 以上です。
檜山委員長	学務課長。
学務課長 (福田輝雄君)	今の商工観光課長の説明に補足いたします。 繰り入れられたお金につきましては、積立金で基金に積み立てております。 以上です。
檜山委員長	平野委員。
平野敏彦委員	そうすると、この１５６万２，０００円については、基金繰入れ、繰越金でもない、寄附金収入で行けば１４万７，０００円しか収入になっていないんですけども。積立金というのはどこの積立金になるのか確認、１５６万２，０００円というのは、給食特別会計、奨学金の貸付事業の中では出てきていないんですけども。これは、繰り出ししているということですから、会計に入っていないといけないと思うんですが、ちょっとここ、見比べて答弁いただきたいと思います。
檜山委員長	学務課長。
学務課長 (福田輝雄君)	すみません、説明が少し、ちょっと足りなかったです。 令和５年度の、この２１ページにある１５６万２，０００円につきましては、同年度に繰越しではなくて、実は翌々年度に繰越し、要は２年間またぐ形の処理になっております。ですので、例えば、失礼しました、特別会計の計算書の３９ページの歳入にありますけれども、前々年度ですので令和５年度であれば令和３年度の寄附金額が繰入金の一部としてふるさと応援寄附金ということで３０９万４，０００円繰り入れております。そして、次のページになりますけれども、奨学基金積立金６１７万８，０５７円ありますけれども、その中に含まれているということでご理解いただければと思います。

檜山委員長	平野委員。
平野敏彦委員	今の説明ですと翌々年度ということで、そうするとその２年間どこにこの金、浮いた形で処理されるんですか。年度が終わったら、翌年度に処理されるべきじゃないですか。監査だってちゃんと確認しているわけですから。これは私、おかしいと思うんですよ。
檜山委員長	商工観光課長。
商工観光課長 (柏崎勝徳君)	それではお答えをしたいと思います。 今のご質問で、今年度寄附になったものはどこに行っているのだというようなご指摘をいただきました。決算書の歳出の６３ページ、２款２項１目の企画総務費の、ちょうど６３ページの真ん中当たりの２４節にふるさと応援寄附基金積立金というものがございます。決算額でいきますと２，２８５万６，９１９円ということになります。令和５年度に頂いた寄附につきましては、２，２８５万６，０００円をこちらの寄附金に積立てをしていると。９１９円については、利息の分の積立てでございますが、当年度分に寄附を頂いた分につきましては、当年度分で積立金として積むということになります。その後の処理につきましては、先ほど学務課長が答弁したとおり、翌々年度に繰入れをして、奨学資金会計に繰り出しをするということにしております。そのようなルールで運用をしているところでございます。 以上です。
檜山委員長	ほかにございませんか。 西館委員。
西館芳信委員	主要成果の２１ページのふるさと応援寄附金なんですが、今までのやり取り聞いてはと思ったんですが、私の記憶、２日、３日前の東奥日報紙上に、４０市町村のふるさと応援金のプラスマイナス出ていまして、私どもの町はたしか二千何ぼもらったんだけど、純粋な黒字は６６０万円ぐらいで私記憶していたんですけども、まずそれ正しいかどうか、ちょこっとまず一つ確認させてください。
檜山委員長	商工観光課長。

商工観光課長 (柏崎勝徳君)	西館委員のご質問にお答えをいたします。 ご指摘のとおり、９月８日の東奥日報の朝刊に、県内の全ての市町村の赤字黒字の状況というのが記事として載っておりました。こちらにつきましては、寄附の受入額から返礼品にかかった経費、それから事務費、例えばお礼品を送る郵送料とか様々な経費を差し引きまして、加えて町民税でほかに寄附された分の要は控除になる分を差し引きをして、その他市町村に寄附して控除になった分は普通交付税で７５％補填されることになっておりますので、それを加味した結果ですね、６２２万８，５１９円の黒字になるというようなことで記事に載っておりますけれども、そのような形になっております。 以上です。
檜山委員長	西館委員。
西館芳信委員	僕言ったの大体正確だったんだな。これそうすると、６２１万円というのはそれでは分かりました。ただ、今のやり取りだと、そのいろいろかかる負担分は一般会計でもって補填されているということであれば、一般会計で補填した分、なおかついろいろなものが負担分にかかっているわけなんだけれども、それを一般会計に入れていなければ、入れたとしたらこの６６０万円というのはマイナスになるんでないのかなと思うんだけど。そこはどうなんですかね。私の質問が的を射ていないのかな。一般会計で処理した分というのは、この中に入っていないのであれば、６２１万円という数字はもっと不安定なものだと思うんだけど。
檜山委員長	商工観光課長。
商工観光課長 (柏崎勝徳君)	もしかしてご質問の趣旨と違う答弁をしてしまいましたら、ご指摘をいただければと思いますが、寄附額が２，２８５万６，０００円です。返礼品と事務費を合わせて大体９００万円ぐらい経費として支払っておりますが、これは一般会計が手当てしておりますので、寄附から差し引くということにはなっておりません。それぞれ控除された金額を引いたり、あるいは普通交付税で補填される７５％を足したりということの結果が６２２万８，０００円ということになります。 それで、９００万円ぐらいのその経費を寄附金から引けばというようなご質問だったのでしょうか。申し訳ありません。ちょっと。

檜山委員長	西館委員。
西館芳信委員	私も行き当たりばったりの質問でね、ちょっと言われてもぴんときないんで、後でちゃんと教えてください。 私、それ見て感じたのは、660万円の収入黒字のために、恐らくこれに専従している人たち、職員プラスそれなりのほかの団体も手伝っているんで660万というのはちょっと、もう少し数字が上がればなと思ったんですけども、考えてみればいろいろ苦勞なさっていると思います。こういう発言もまた不届きなものかもしれません。 私はね、それはそれとして、660万円の黒字が出たよということのほかに、いきなり言っても無理かもしれませんけれども、660万円だけれどもいろいろなことに対するこの経済効果、費用対効果は別として経済効果はいろいろこうあれば、考えればこうやって何千万円にもなるんだよということの答えを得られればすごく気持ちが安らぐんだけども。その辺は、漠然とした質問で申し訳ないんだけども、どう捉えていますか。
檜山委員長	商工観光課長。
商工観光課長 (柏崎勝徳君)	それでは、お答えをしたいと思います。 かけるコストに対しての、コスパが悪いといえますか、622万8,000円しか黒字にならないのかというようなご指摘だったと思いますが、そのうちの451万円の返礼品につきましては、地元の事業者から返礼品の買上げをして、返礼品として送っているということでございますので、約500万円については地元の事業者の収入につながるということで、売上げの拡大につながっているのかなと思っております。また、今年度、様々取組をした中で、今年度といえますか令和5年、令和6年度ですね、取組をしていく中で、各事業者宛てにふるさと納税としていろいろ取り上げたいので、いろいろ返礼品になるようなものを考えてくださいというような呼びかけもしたりしておりますので、そういう意味では地元の事業者さんたちも新しい商品開発に努めたりとかということとはしていただいているのかなと。経済効果とおっしゃられると、なかなかこう数字とか、あるいは具体例としてお示しできるものはないんですけども、そういうような波及効果的なものはあるのではないかなとは認識しております。 以上です。
檜山委員長	ほかに質疑ありませんか。

(委員席)	**「なし」の声**
檜山委員長	なしと認め、第１７款から第２３款までについての質疑を終わります。 以上で歳入についての質疑を終わります。 昼食の時間になりましたので、１時半まで休憩をいたします。 (休憩 午前１１時５１分)
檜山委員長	休憩前に引き続き会議を開きます。 (再開 午後 １時３０分)
檜山委員長	ここで財政管財課長より、大浦陽子委員への後刻答弁に対し申入れがありましたので、これを許します。 財政管財課長。
財政管財課長 (田中淳也君)	先ほどの質疑で、大浦委員からふるさと応援寄附金の使途について質問があり後刻答弁とした件について、委員長のお許しを得て答弁をいたします。 決算報告書２１ページをご覧ください。 先ほど、商工観光課長からも説明がありましたが、令和５年度に頂いた２，２８５万６，０００円の寄附金については、令和５年度末に同額を積立てをし、令和７年度の当初予算編成の際に各種事業に振り分けをすることとしております。 それで、事業への充当についてですけれども、令和５年度の決算で説明をしたいと思います。 次のページ、２２ページをご覧ください。 １９款繰入金、基金繰入金の中にふるさと応援寄附基金繰入金があります。その額は２，２７０万６，０００円となり、これは令和３年度に寄附を頂いて、３年度末に基金を積立てしているもので、令和５年度の当初予算編成の中で各種事業へ充当をしております。 その内容についてですが、人材育成の部分で学校図書等の購入費に２３９万８，０００円、奨学資金運用として３０９万４，０００円、自然環境の保全として不法投棄物収集や環境美化指導、町内一斉清掃への委託等に４１８万円、コミュニティ活動の推進では住民自治組織地域づくり事業費補助金に２６万８，０００円、おいらせブランドの普及推進では町観光物産協会補助金に１３２万９，０００円、新型コロナウイルス対策ではコロナ対策用品等に８４万円、その他は１，０５９万７，０００円で、その内訳は、町民団体等へ貸出しするためのバス借上料に５５９万７，０００円、町内会運営交付金に４５０万円、百石高校の魅

檜山委員長	力アップのための百石高等学校支援事業補助金に５０万円を充当しております。 先ほどは、答弁できずに申し訳ありませんでした。 以上で説明を終わります。 それでは次に、歳出についての質疑を行います。 第１款議会費から第２款総務費までについての質疑を行います。 決算書の５０ページから７９ページまで、主要施策の成果は２９ページから６１ページまでとなります。 質疑ありませんか。 松林委員。
松林義光委員	主要施策の４３ページですけれども、一般質問で小向議員のやり取りを聞いておりまして、デマンドバスの利用者が年々増えていると、非常にいい傾向だなと聞いておりました。そこで、４３ページの運行委託料３，９００万円余り、そして決算書の６１ページ、運行業務委託料３，０００万円近く、この違いは理由があると思いますけれども、お聞きしたいと思います。 それからもう１点、政策推進課長の答弁を聞いておりますと誠に歯切れがよい、爽やかであります。私は大いに評価しております。そのことに期待して質問したいと思います。デマンドバス、利用者が増えておりますけれども、町の人口、８月末で２万５，１６４人。北部地区１万１５１人、人口比率４０％であります。残念ながら、４０％が住んでいるにもかかわらず、三沢市立中央病院、デマンドバスが運行されておられません。行政は生き物であります。私はやはり温かい心でデマンドバスを運行してもらいたいと。いろいろな問題があるろうかと思います。問題があるから、そこには、三沢市立中央病院には運行しないと。このことは、前にも聞いていますけれども、もう一度そのことをお伺いしたいと思います。なぜ運行できないのか、お伺いいたします。
檜山委員長 政策推進課長 (田中貴重君)	政策推進課長。 まず、１点目のデマンドバス運行委託料、４３ページの下の部分の話だと思います。３，９７３万２，０００円なんです、次のページに収入がございます。現金収入とか、収入で入った分９９３万９，７００円を引くと２，９７９万２，３００円で、先ほどの６１ページの予算書をご覧くださいと、デマンド運行業務委託料２，９７９万２，３００円ということで合致すると思いますので、費用から収入を入れて差し引いた額がこの金額になるということでご理解いただけます。

	すでしょうか。 次に、デマンドバスの運行が増加しているということで大変いいというお褒めの言葉をいただきました。これは、前任者等のいろいろなバスの調査とか、デマンドバスのそういう町の状況を加味して検討した結果、今の運行体制になっているということで、私も前任者等のそういう企画計画については本当に敬意を表するところでございます。 今、北部40%ということで、三沢市立中央病院にバスを回せないかというご質問だと思いますけれども、あくまでも、この前小笠原議員に答えたように、まず町民のためのということで考えておりますので、あくまでも町内の運行を基本としていきたいと思っておりますし、これがまた三沢という形になると八戸にも、場合によっては五戸にもという範囲が広がって経費もかかる、場合によってはなかなか運用ができなくなるということになりますので、現段階では、以前にもお答えしたように、町内の運行ということに限らせていただきたいと思います。 以上です。
檜山委員長	松林委員。
松林義光委員	分かりました。デマンドバスの町の持ち出しは2,979万2,300円となると、これで理解していいのかどうか。 それから、先ほども若干触れましたけれども、政策推進課長の答弁はそのとおりだと思います。私もそう答弁が来るなと思っておりました。だけれども、北部地区ですよ、もう4割の方々が現在住んでいるんです。これからも増える可能性が一番多いんです。だとすれば、やはり町としてもいろいろな方策をやっぱり考えてもいいと私は思います。確かに、八戸とか五戸とか話が出ました。十和田とか出てくるでしょう。だけれども、今置かれている現状は、北部の人口が4割、そのことに思いを置いてもらいたいと思います。 そこで、これ以上課長は答弁は同じだと思います。そこで副町長、今の、先ほど質問したことに、同じ質問ですから、お答えできればと思います。
檜山委員長	副町長。
副町長 (小向仁生君)	町外への運行についてでありますけれども、たしか、国土交通省の規制の中では、コミュニティバスは町外に出ることはできないとなっているはずなので、コミュニティバスを町外に発出させるということは、それは今の段階では無理かと

	思います。そうなってくると、それに代わるものということで、やはり公共交通を担っている十鉄さんだとか、タクシー会社だとか、そちらに計画、話を持って行って、どういうことであればそれが運行できるのかということを相談しなきゃいけないと思いますし、または三沢市立中央病院ですか、そこに限るんであれば、そこが運行するバスを回せないかということも一つの方法かと思っております。 以上です。
檜山委員長	政策推進課長。
政策推進課長 (田中貴重君)	松林委員の一番最初の質問に対してお答えします。 負担が2, 979万2, 300円で間違いないかということでございますけれども、さらに44ページの下に、国からの補助金等が入って、最終的には1, 952万4, 300円になると計算しておりますので、実質1, 900万の持ち出しということでご理解いただきたいと思います。 以上です。
檜山委員長	松林委員。
松林義光委員	分かりました。副町長は、デマンドバスは町外には運行できないとはっきりと言っておりますので、それに代わるものがあるのかどうか、いろいろ検討してみたいという話でございますので、いろいろ検討してもらいたいということをお願いしておきます。
檜山委員長	そのほか質疑ございませんか。 平野委員。
平野敏彦委員	私は、主要施策成果の35ページのところで、職員健診委託について伺います。4番のところですが、職員メンタルヘルス対策委託料55万円とあります。これについては、対象者が正職員及び会計年度任用職員、1年以上雇用するこの279人とあります。この中で、うつなどのメンタルヘルス不調を未然に防止するとうたってありますけれども、実際にこういううつ、メンタルヘルスの不調を訴えた職員が何人ぐらいいるのかお伺いしたいと思います。 それから、あわせて、36ページになりますけれども、職員採用試験のところで、37ページを見ますと、試験の種類で大学卒業程度、それから短大、高校卒業程度、社会人とありますけれども、この応募者数がそれぞれ出て受験者数も出

樽山委員長	ています。その中で、追加募集というのがあるんですけども、追加募集というのはどういう意味なのか。この部分についてお聞かせをいただきたいと思います。 それと、次の文書広報費のところ、37ページに絡んでですね、ホームページの運営費がありますけれども、町のホームページを見ますと、この前は地域おこし協力隊の募集とかそういうのが載っていましたがけれども、ホームページの中身が今現在やっていない、例えば鮭まつりとかの紹介とかというのもあったように、私見てあれっと思ったんですけども、この中身の精査というのはどうなっているのか併せてお聞かせをいただきたいと思います。 それと、46ページになりますけれども、町活性化対策費の中で地域間相互ネットワーク形成事業6万1,000円とありますけれども、この中でおいらせ町ふるさと大使、令和6年1月1日現在で10人が大使として委嘱されております。10人で6万1,000円のふるさと大使の任務を果たすのは、この額でいいのか。それから、この所属等を見れば、様々な職種についておりますけれども、どういう形でこのおいらせ町をPRしているのか。この具体的な中身について、お知らせをいただきたいと思います。 それから48ページのところを見ますと、⑦ですけども、八戸圏域連携中枢都市圏住民活動保険事業費負担金15万円とありますけれども、これらは町内会、それからボランティア活動を行っている方々の活動保険として、八戸圏域でやっていますけれども、町内会活動、それからボランティア活動というのはどの範囲まで、ボランティア活動というのは対象になっているのかお聞かせをいただきたいと思います。 それから、52ページのところですけれども、定住促進対策費として政策推進課で2,002万3,000円が出ていますけれども、移住定住ポータルサイトの保守委託とか、こうありますけれども、このポータルサイトの内容、それから私は、下のほうにある甲洋・下田小学校区子育て世代定住助成金1,400万円、これは私もちゃんと甲洋小学校学区、下田小学校学区13件が成果として出ているわけですから、上のほうのところがちょっと、私よく理解できませんので、説明をいただきたいと思います。八戸のオンライン移住相談を始めましたというチラシも入っていましたので、この辺は当町はどういう形でやっているのか併せてお願いをしたいと思います。 以上です。 総務課長。
--------------	---

総務課長 (成田光寿君)	それではお答えいたします。 総務課関係、3件ほどご質問いただきました。 まず、1点目が主要施策の35ページの下のほうにあります職員メンタルヘルス対策委託料に関連しまして、うつなどの病気等を発症しているのはどれぐらいいるかというものでございます。いわゆるメンタルヘルスの不調の関係であります。総務課として把握しているものは、あくまでもメンタル不調等で休暇を取っている者、それから休職をしている者、ここは把握しておりますが、職員個々が自分自身の不調を訴えて、個人的に任意に病院に通っている者までは把握しておりませんので、そこは踏まえていただきたいと思います。今現在、メンタル不調で休職している者は1名、それから休暇を取っているものが1名、計2名いることを把握してございます。 それから2点目が、主要施策の37ページの上のほう、職員採用試験に関する追加募集とはどういうことかということでございます。通常、職員採用試験は7月頃と9月頃の中で、いわゆる行政職の大卒、短大卒、高卒、そのあたりの採用試験を行ってある程度の人数を確保するわけなんです。昨年度におきましてはこの7月と9月の試験の中で目標としていた一定数の者を確保できませんでしたので、2月に追加募集を行ったものであります。 3点目が、ホームページに絡むものであります。ホームページにつきましては、以前議会の一般質問の中でも現在の町で運用しているホームページについていろいろご指摘等をいただいたところであり。委員おっしゃるとおり、現在のものが全ていい状態で更新されているものではなくて、古いものも散見されるものが実情であります。6月の補正予算におきまして、そういったものを含めてチェックをして、ホームページをよりよいものにしようということで委託料を措置しておりましたので、現在委託をして今年度中にどのようなホームページの更新体制がいいのかそれも含めて今作業をしているところであります。 以上です。
檜山委員長	政策推進課長。
政策推進課長 (田中貴重君)	それでは、3点ほど質問をいただきましたのでお答えをいたします。 まず、ふるさと大使の金額6万1,000円の額はどうかということでございますけれども、ふるさと大使につきましては、ふるさと大使に対する謝礼の贈物等、あとそれと必要とされる名刺を注文いただいたものを作成しているというだけのもので、特に活動という部分については行っておりません。ただ、名刺等で、都内、場合によってはこの地域以外で自分たちの中で活動しているとい

	う話は聞いておりましたので、現在どのような形で取り組んでいるかとなると、その部分についてははっきりしたことは分からないということで、大変申し訳ございません。 それと、ポータルサイトの中身ですけれども、少しお待ちください。少し時間をいただけますか。資料を探します。
檜山委員長	ちょっと休憩します。 (休憩 午後 1時53分)
檜山委員長	会議を開きます。 (再開 午後 1時53分)
檜山委員長	まちづくり防災課長。
まちづくり防災課長 (久保田優治君)	それでは、私から主要施策48ページ、⑦の八戸圏域連携中枢都市圏の住民活動保険の内容で、どこまでの範囲かという部分についてお答え申し上げます。 まず町内会活動、ボランティア活動ということで、要件として主なものは、自主的に構成された団体や地域住民組織及び個人が行っている活動。次に、広く公共の利益を目的とした自主的自発的な活動。次に、計画的に行われている活動。あとは、無報酬の活動ということが主な認定要件となっております。 以上です。
檜山委員長	政策推進課長。
政策推進課長 (田中貴重君)	大変申し訳ございませんでした。 まず、ポータルサイトについてでございますけれども、昨年、28年度に開設した移住ポータルサイトのデザイン等が古くなったことによって改修をしたということで、移住希望者に向けた一元的な情報を整備するために、また効果的に発信するために改修をしたということでございます。 それと、移住相談でございますけれども、今、八戸の連携中枢都市圏、場合によっては上十三の定住自立圏、あとは町独自でございますけれども、都内に行って移住相談を受ける、場合によっては八戸連携中枢都市圏でイベントを組んで、都内で移住相談を受けるということで、年に5回から6回ほど都内等に行って、町のPRをそれぞれの自治体が行っていると。それを、八戸市が取りまとめて行うとか、そういう取組をしております。

	また、先般、お盆期間中であれば、これも八戸連携中枢都市圏の事業でございますけれども、担当者が帰省する客に、帰省する町内の方に、チラシを配って、東京から戻ってくださいよというPRを含めた、移住相談ではございませんけれども、PR活動を行っているということも申し添えいたします。 以上です。
檜山委員長	平野委員。
平野敏彦委員	いろいろ、答弁をいただきました。それなりに理解をできるなという思いと、それからもう一つ確認をしたいのがあります。 というのは、メンタルヘルスでは本人が任意で休みを取っているものについては把握できませんよということですが、こういう休みを取っている、1日、2日だったらちょっと把握できないのかなと思うんですが、その辺定期的に行っているとか、そういうものの把握というのはできないのか、ちょっと確認したいと思います。 それから、職員の採用試験ですが、一定数確保ができなかったというのは、例えば応募者数見て、受験者数見ても、それなりに複数出ているわけで、受験しているわけですから、この辺は本当に確保できないというのは、例えば成績が悪くて確保できなかったのか。この辺中身は、ちょっともう一回、補足していただければと思います。 それから、46ページの上、ふるさと大使ですが、これは課長が言うようにこれまで名刺のみで、ほとんど、前もこの程度で推移してきたという記憶が私にあります。ただ、私も、ふるさと大使に近い名刺をもらったことが、その名刺をもらったことがあるんですが、それは例えば県の部長とか、それから県庁の課長とか、県外に行ったときにそういう名刺もらったので、私は例えば、青森県の農政課長だった、他県から来た人には私実はこの任務も承っています、それが例えば特産品販売の大使だとか、そういう名刺を私にくれたんですよ。それやっぱり、そういう人方もこの中に入れて、名刺が常に配れるような人を人材として入れていったらどうかと。私はこれ見れば、本当に、当町のゆかりの出身者のみですから、私はそれで断る必要ないんじゃないかと。やっぱりおいらせ町のよさをPRしたいとか、そういう形で、いろいろな、全国駆けまわる、いろいろな人に接する、そういう人方を選考基準にして、見直しをしてもいいんじゃないかという思いがありますから、ここのところはちょっと町長から確認をしたいなと思っています。 それから、48ページのところで、さっき話したボランティア活動などを行っ

	ている方々というのは、その団体名がはっきりしなくても、そういう例えば行事なんかをやって事故があったとかそういうようなときについては、町が名前とかそういうのを把握しなくてもこの保険の対象として事故処理しますよということとで理解していいのかどうか。ここ、確認したいと思います。 以上です。
檜山委員長	総務課長。
総務課長 (成田光寿君)	総務課からは、2つほど追加の質問を受けましたので、お答えをいたします。 まず、1点目がメンタル不調の関係の質問であります。先ほど、個人で任意で行っているものまでは全て総務で把握していないということでお答えをいたしました。実は、もうちょっと捉え方を広げますと、各課の課長が職員との面談の中で、職員がそういったメンタル不調等を申し出て、心療内科に通っているとかそういったものがある場合は、その担当課長を通じて総務課、人事担当課長にも話が来ますので、必要に応じてこちらで様々な相談に乗ったり、対応したりしているところであります。 全て把握しているわけではなくて、場合によっては、ケースによっては、そういった担当課長を通じて知り得る場合もあります。実際、実例としても数名把握しているものがあります。 それから、2点目、採用試験の関係であります。7月と9月に例年行政職等々の採用試験を行っているわけであります。相当数の応募者があるわけなんです、委員もご存じのとおり採用試験というのはいわゆる筆記試験で合格した者が2次試験で人物試験、面接等を行います。よって、筆記試験をクリアしても人物試験等で、相応の、町で採用したい者にかなわない場合は不合格となりますので、相応の人数がいても、人物試験で不合格となる場合があります。これはどこの自治体でもありますし、過去もそうございました。そういったこともありまして、あとさらには内定を出した後に辞退する者もありましたので、そういったものを含めて、7月と9月の2回の採用試験の中ではこちらで想定している人員を確保できないがために2月に追加試験を行ったものであります。 以上です。
檜山委員長	政策推進課長。
政策推進課長 (田中貴重君)	平野委員からの、ふるさと大使の、代わる、見直しができないかということについてお答えをいたします。

檜山委員長	私も以前、企画にいたときにふるさと大使の方々との関わりがあって、今となってみればあまり活動されていないし、交流していないということで、寂しい思いがあるなと思っております。ただ、この方々はずっとこのままという形であれば、平野委員がおっしゃったとおり交流人口の拡大にはつながっていかないと考えておりますので、地方創生の意味でも地域の活性化のためには交流人口が必要だと思っておりますので、県内、県外問わずにおいらせ町をPRする、場合によってはおいらせ町のいいところを発信していけるようなサポーターが必要ではないのかなと考えておりますので、今後企画の中でどのような形の交流人口の拡大、PR、そういう部分でプラスになっていけるようなことができるのかなということ考えてまいりたいと思っておりますので、またご助言をよろしくお願いいたします。 以上です。 まちづくり防災課長。
まちづくり防災課長 (久保田優治君)	48ページ、ボランティアの保険の関係でしたけれども、団体等がはっきりしなくても、町が把握している、していないにかかわらず、団体と言いましたけれども、先ほど説明したとおり個人も対象になっていますので、計画的に行われている活動を証明できれば個人でもいいし、町が把握していない団体でもよからうと思います。 以上です。
檜山委員長 平野敏彦委員	平野委員。 そういう意味であれば、広くボランティアの方々も安心して事業参加ができると思います。この辺は、町内会それから各関係する団体等にもPRをしていただければ、安心して活動に参加できると思いますので取組方をよろしくお願いいたします。 それから、最後になりますけれども、1点だけ。 私は、文書広報費のところ、37ページですけれども、広報おいらせで町長に前にも……
檜山委員長	平野委員、ちょっと追加はなしと、「(範囲の中でしょう)」の声あり)先ほど35ページとか、36ページとか、ページ数を指定してやりましたので、また新たなページのお話をするのはちょっと。「(おかしいんでないか、範囲の中で質問で

	きるわけですから。範囲超えているわけじゃないでしょう」の声あり) 1 回目に質問事項を話した、それにまた追加してということは、ちょっと無理かと思います。(「私は、答弁する側も考えて、その範囲の中で区切ってやっているんですよ」の声あり) 最初に説明もしたと思いますけれども、そこら辺ご理解ください。(「その範囲の中で3回の質問できるように理解をしているんですけども」の声あり) 事務局とちょっと相談しますけれども。 事務局とも相談しましたけれども、1 回目に質問したものに対しての質問はできるけれども、新たな質問を加えてくるということは、それはできないということですのでご理解ください。よろしいですか。 ほかに質疑ありませんか。 川口委員。
川口弘治委員	主要施策の37ページの広報おいらせ印刷、ちょっとこれ関連になるかな、どうかな、ちょっとお答えできるかどうか分かりませんが質問してみます。 この決算が終わると、11月号の広報にこの決算の状況というのが掲載されます。これ、昨年の広報で掲載された、財政状況、町の財布は健康とか、財政状況とかの健康診断とかですね、町の財布を家計簿に例えたらという非常に分かりやすく、町民の方に財政を表記して、これはこれですごくいいアイデアとは思いますが。 そこで質問ですが、このような表記を、これは国の指定か何かでというか、決められた形でこのような報告をしているものなんでしょうか。
檜山委員長	財政管財課長。
財政管財課長 (田中淳也君)	お答えをいたします。 決算状況等についての広報紙の掲載につきましては、決められたものではなくて町が独自に町民に対して分かりやすく説明するために、財布とかいろいろ言葉を使ったり、絵を使ったりをして分かりやすく伝えるように毎年いろいろ考えながら掲載をしているものです。 以上です。
檜山委員長	川口委員。
川口弘治委員	ありがとうございます。町単独で説明を町民に向けた掲載の仕方ということで

	すので、非常にいいアイデアで、分かりやすく、財政を理解していただくというものではないものだと私は思います。 ただ一つ、ちょっと気になるのが、このポイント3という最後に、町の財政を家計簿に例えたら、おいらせさん家の家計簿、一般の家計簿に例えて収入支出という表記の仕方で、これはこれで非常に、数字を分かりやすく説明してあるんですが、そのメモの中でも貯金、借金はどうですと、思っているんですけれども、これ、皆さんご存じかどうか分かりませんが、国が借金時計と、テレビなんかでご覧になったことあるかと思うんですが、国と町の仕組みが違うから一概には言えませんけれども、1秒間に国は、借金が幾らあってこれ以上だと国が破綻するとか、要は緊縮財政ですね、それに向けたというのがもう三十数年来国で指導していますが、この借金というものが、最近では国会で答弁、やり取りで、国の借金は国民の借金ではございませんというのが、これやり取りされているんですね。これは当然、事務方もお分かりかと思うんですが。要は、国が借金しているのは国民の1人当たり幾ら幾らの借金ですよというのを借金時計を含めたキャンペーンを張って、テレビなんかでどんどんどんどんやって、今でもまだそれをやられていますけれども。ただ、町の場合は国と違いますから、お金は刷れませんので。でも、この借金というものと、普通家計であれば収入だけではないです、土地、家、車、資産があります。その資産の部分が、行政でよく表記する場合には全くない形なんです。借金があるから、じゃあみんなで切り詰めましょうと。その趣旨の下で言っていることではあるんですが、この町民が勘違いするとか、そういう誘導を国がしていますと、その流れでこのような形をつくっているのかなと思ったから、ちょっとお聞きしたんですけれども。 皆さんがやっている会計の処理と、普通の一般の家庭の財務状況処理というのは、会社もそうですが、全く違うものです。その辺の理解というものの、当然分かってこのような表記をしているとは思いますが、その辺はいかがでしょう。
檜山委員長	財政管財課長。
財政管財課長 (田中淳也君)	お答えをします。 ちょっと、答えになるか、あれですけれども、先ほど言われている決算状況とか様々ありますけれども、年度が終わりますと決算に基づいて財務書類の作成もしております。公会計の全部ですね、資産とか、負債とかそういったものも書類も作成をしております、実際には道路とか売れる物ではないので資産と言えるかどうかあれですけれども、そういった書類も作成をして、他自治体との比較ができるような書類も併せて作っておりますので、民間の会社とは違いますけれども

	も、そのような書類も作っているということで、他団体との比較に関してはそういう書類を見て、民間の企業とは比較はできませんが他の自治体との比較はできるということで、そういった書類を見ながら当町の財政状況等がどうであるかというのは把握をして、財政運営しているというような状況となっております。 以上です。
檜山委員長	川口委員。
川口弘治委員	ありがとうございます。今、課長が理解して、そのような町の財政状況等というものを正しく理解してこのような表記をしているという、またこれからもそういう財政規律にのっとって財政管理をしていくという、そういうことの答弁でございますので。よく、一番は国が緊縮財政をしているから地方が大変だと、そういうものというのは周知のことでございますので。ただ財政というものの、多分専門官というのではないはずで、役場、行政にはですね。だから、財政というものが税収ばかりで賄うということは本来あり得ない話、それ当然分かってのことだと思います。国からの仕送りから、様々なことで財政が成り立っていると。切り詰めなきゃならない、借金したら大変ですよというのはよく分かるんですが、自治体のその会計をする、予算執行する際の基本的な考え方、国の緊縮財政にのったそのようなことで誘導されると、事業がどんどんどんどん縮小して、地方が衰退していくという、このようなことも課長は当然分かっておられると思うので。要望としては、その辺よく分かって工夫しながら予算執行しているというのはよく分かります、管理をしながらですね、そういったことを踏まえて、これからも財政管理をしていただければと思います。
檜山委員長 (委員席)	答弁はいいんですね。ほかに質疑ありませんか。 **「なし」の声**
檜山委員長	なしと認め、第1款から第2款までについての質疑を終わります。 次に、第3款民生費から第4款衛生費までについての質疑を行います。 決算書の78ページから103ページまで、主要施策の成果は62ページから98ページまでとなります。 質疑ありませんか。 平野委員。
平野敏彦委員	62ページの民生費のところで、民生委員児童委員補助金のところで、定数5

5人に対して、男女別足しますと48人になっています。7人が欠員になっているようですが、この欠員のままでも支障がないのか、補充する考えがあるのか、これをお聞かせいただきたいと思います。

それから、64、65ページでは、障害者の福祉事業の内訳が載っています。障害者の給付事業で受給者も出ていますけれども、私が確認したところ1,000人以上のいろいろな障害のある方が町内にいるというようなことで、その数からいったら、この何%くらいの方がこういう形で受けているのか。ここのところ、例えば、障害児の給付事業費では特定障害児の特別給付が72人、それから居宅介護、それから生活介護とか人数が出ていますけれども、この辺、私が聞いた人数とどのぐらいの乖離、差があるのか、項目別にお知らせいただきたいと思います。

それから、73ページのところですけれども、同じ障害児の保育給付のところですけれども、ここ見て認定こども園等で専属の保育士を配置の上対応する場合に障害児保育給付費があるんだというようなことで、これ見れば対象施設は1施設、下田こども園のみとありますけれども、するとこの延べ26人になっていますけれども、実際に何人が対象になっているのか。ほかのほうにはそういう資格を持っている保育士がいないのか、専属の、なぜ置けないのか、この2点について説明をいただきたいと思います。

それと、74ページのところでは、3目のところで独り親家庭の医療費が出ていまして、給付対象世帯が307世帯、これは母子父子、この世帯数がおいらせ町ではこれだけなのか、もっとあるけれども、例えば児童があるのがこの307世帯ということになっているのか、ここのところをお聞かせいただきたい。それと、この児童というのは年齢が、生徒でないから小学校までかなと思っていますけれども、ここのところの年齢は何歳までになるのかも併せてお知らせいただければと思います。

あと92ページから93ページのところですけれども、障害者への支援のところで障害者支援事業所の普及により当該目的は達成されたため、令和5年度をもって事業終了としたとありますけれども、これは障害者事業所の普及というのはどういう意味なのか。ここの中身がちょっと、私理解できませんので、説明をいただきたいと思います。

それから、97ページのところですけれども、ここでは上水道費、病院費、それぞれ繰り出しが、負担金等が出ていますけれども、一番、98ページのところで病院健全化基金積立金28円というの、何で28円なのか、ここのところ説明をお願いします。

以上です。

檜山委員長	これ、主要施策の中のページ数ですね。（「そうです」の声あり）（「休憩」の声あり） 暫時休憩します。２時４０分まで休憩します。 （休憩 午後 ２時２２分）
檜山委員長	休憩前に引き続き会議を開きます。 （再開 午後 ２時４０分）
檜山委員長	先ほどの、平野委員の質疑に対する答弁をお願いいたします。 介護福祉課長。
介護福祉課長 （澤頭則光君）	平野委員の質問にお答えいたします。 まず、主要施策の６２ページ、民生委員関係の質問が出ております。 欠員があるが支障はないのかという質問になります。民生委員の仕事、様々ありますが、主要なものは地域の住民に対する相談事業になっております。そういった意味で支障はあると考えております。身近な方が、やはり相談する方がいないということで支障があると考えております。 それから、今後補充していく考えはという形になっていますが、当然補充していきたいと考えていまして、町内会と相談しながら進めているところです。ちょっと今、確かに７人欠員なんですけれども、実は令和４年度４６人で９人欠員でした。２名増加はしているんですが、昨年度実は４名の方、新たになっていただいております。２名、現行の委員が体調不良とかによってちょっと辞めたいというのがあって２名減となっていて、一応２名増となっております。なので今後も、努力は続けていくということとしていきますので、よろしくお願いいたします。 続きまして、同じく６４ページになります。 障害者の福祉事業の人数等ということになりますが、実はその実人数ということではちょっと集計がございませんので、その辺ご理解いただければと思います。ざっくりなんですけれども、左の真ん中あたりが障害者の給付費、者のほうですね、大体例年でいくと３００人程度利用しているという形とっております。それから、障害児のほうですね、実人員でいくと大体１００名利用していて、手帳を持っているのが１，２００名中大体４００名の利用があると思っております。ただ、ちょっと細かいこととお話ししますと、障害児の給付費の中には発達障害児の支援というのがありまして、実は手帳を持っていない方でもこちらの支援サービスを受けている方も中にはちょっと、僅かではありますがいますので、

檜山委員長 保健こども課長 (鈴木政康君)	ちょっとその辺追加で説明しておきます。 以上になります。 保健こども課長。 それでは、平野委員のご質問にお答えをいたします。 まず、73ページの障害児保育の件でございます。1施設で延べ26名ということで、実人数としましては令和5年度は3名が対象となっております。 また、ほかの施設にはそういった資格を持っている者がいないのか、なぜ下田こども園だけなのかという件につきましては、実はほかの保育園、こども園にも看護師はいるんですが、ただこの看護師というのは保育士と兼務というか、一体として働いている方がほとんどで、下田こども園のみ看護師を単独で配置できているということから、下田こども園で現在この障害児の保育給付を行っているということでございます。 次に74ページの、独り親関係のご質問になりますけれども、給付の対象世帯が307世帯ということで、この数についてはこれが町内の独り親世帯と呼ばれる全数ということではございません。あくまでも独り親家庭等の医療給付を受けた、受けている対象世帯ということでご理解をください。 また父子家庭、母子家庭、それぞれ何世帯あるかということについても、当課では全数調査を行っているわけではないので把握しておりません。 また、この児童の対象年齢という部分に関しては、町の独り親給付関係の条例の中で、18歳に達した日以降における最初の3月31日以前の者ということで、簡単に言うと高校生世代、卒業をする高校生世代ということでご理解いただきたいなと思っております。 最後に、93ページの精神障害の関係の、解散を、事業終了としたという部分につきましては、もともとこのわくわく会というのはこういった精神障害者の方々の居場所づくりということで、この会の中で例えば作業を行ったりとかという活動をしておりました。ただ、近年は就労系の施設というのが町内にもできてきまして、簡単に申しますとこの主要施策の64ページをご覧くださいと思います。64ページの表の中段からやや下あたりに、例えば就労継続支援のA型とかB型とかありますが、こちらにこのわくわく会にいた方というのが、だんだんとこちらで活動するようになってきたので、この家族の集いについては令和5年度をもって話し合いをして事業終了ということで決定をしたということで、ご理解ください。 以上でございます。
---	---

檜山委員長	財政管財課長。
財政管財課長 (田中淳也君)	それでは、決算報告書 98 ページの、病院健全化基金積立金の 28 円について説明をいたします。 これについては、一般会計の決算書の 161 ページの基金の状況を見ていただきたいんですが、よろしいでしょうか。 4 基金の中に、4 つ目に病院健全化基金というのが 143 万 1,913 円あります。これを預けている利息が 28 円ついて、その積立てをしたということになります。 以上です。
檜山委員長	平野委員。
平野敏彦委員	62 ページの民生委員児童委員のところについては理解できました。地域的に、特に支障があるということでもないなと思っています。一応町でも補充をしていくという考え方で取り組んでいるということを理解しておきます。 それから、障害者の数、実人数等については、大枠では 1,200 人の枠の中でこういう事業をやっていますよということで理解をしたいと思います。 73 ページのところでは、3 名で、この 1 園だけ、1 施設だけというのは本当にこれでいいのかなと。今、説明あった看護師、各保育園には看護師が、今は多分皆置いていると思いますけれども、ただ専属でなければという話ですから、それでも、専属でなければできないというのは、そういう子供たち、対象になるのがいらないのかなというのも、思いがありますので。この辺、実際に今、保育園、こども園とかそういう中で、対象児童が本当にないのかなという、さっきの 1,200 人も障害者がいる中で、児童の部分についてはここで受けている 3 名だけなのか、ここもう一回説明いただきたいと思います。 それと、74 ページのところでは、児童及び親に係る通院と書いてあったので、私は小学校以下かなと思ったら 18 歳まで対象ということですから、この文言もこれでいいのかなという、理解するにですね、18 歳だったら、中学校だと児童生徒とかいうんですけども、ここは児童だけでいいのかという確認をしたいと思います。 それと、さっき事業所の部分では、前のほうを調べてみたら確かに就労支援の条件が整ってきているということで閉鎖したんだということですから、理解をいたしました。

	あと、健全化基金の２８円は利子だということですから、この決算の成果の中で、全て円単位で出してくるというのであれば、本当にこれでいいのかなという、自分では出さなくてもいいんじゃないかなと、気がしたんですけれども。 病院の中で行けば、今ずっと見て、これはほとんど国の繰出基準に基づいて補助金なり、負担金なり病院に出しているということで、そのほかに基準外の繰り出しとかそういうのが、補助が、これだと見られないので、本当にこのまま１銭も出していないのか。ここを確認しておきたいと思います。
檜山委員長	保健こども課長。
保健こども課長 (鈴木政康君)	委員のご質問にお答えをします。もし、答弁漏れがあればご指摘ください。 まず、障害児の保育関係につきましては、今回この障害児の補助金を使っているのが下田こども園のみということで、これ以外にも公定価格の中で特別加算という項目がありまして、その中で例えば特別児童扶養手当を受けている子供を受けている保育園もありますし、あるいは愛護手帳を持っているお子さんを預かっている園もあるということで、今回この補助金を活用しているのは下田こども園ということでご理解をください。 また、独り親の医療給付の部分の説明につきましては、確かに児童ということ誤解を招く部分でもございますので、表現については来年度工夫をしたいと考えております。 以上です。
檜山委員長	財政管財課長。
財政管財課長 (田中淳也君)	決算報告書の９７ページの、病院事業への繰り出しの件ですけれども、ここに載せてあるのが総務省で出しています繰出基準に載っているものとなっております。全て基準内ということで、基準外で出しているものはありません。 以上です。
檜山委員長	平野委員、いいですか。ほかに質疑ありませんか。 沢尾委員。
沢尾宏之委員	沢尾です、よろしくお願いします。 ６２ページの、民生委員についてちょっと質問したいと思います。 定数５５人というのは、人口比率に応じた５５人と認識できているんですけれ

檀山委員長 介護福祉課長 (澤頭則光君)	ども、この５５人の振り分けですけれども、各町内ごとにある程度定員は決まっているのでしょうか。 また、民生委員に認定するに当たり、町内会からの推薦により民生委員が指名されると認識しておりまして、認定者はあくまでも厚生労働大臣、また解任に関しても厚生労働大臣だと思いますけれども、ある町内会では民生委員だった方が理由も告げられずにいきなり解任されたことがありました。これはどのようなことでそうなったかというのをお聞きになっっていますでしょうか。 介護福祉課長。 何点か、民生委員関係であったかと思います。 定数の関係とか、町内会ごとの定数の関係ということで一つお知らせしますと、大体町内会ごとの定数です。こちらは町村の配置基準というのが国で定められていまして、７０世帯から２００世帯までの間ごとに民生委員児童委員１人大体置いてくださいと。これ、ただ、目安の数字と今現在はなっております。一応そういう形で各町内会に大体振り分けしているということになっております。 それから、民生委員の審査の過程の状況をちらっと簡単にお知らせしますと、今現在は大体町内会長さんから対象の方を推薦、いいんじゃないかなという形で推薦をしていただいています。この方式がなぜいいかといいますと、やはり民生委員さんになっていただいたときに、町内会との活動協力というのがどうしても出てくる場合が多いです。なので、町内会との意思疎通が図られなければならないということもありまして、町内会さんから推薦をいただくようにはしているところです。当然、我々のほうでもいいかなという人があればちょっとお声がけはすることはありますが、基本はそういう形で今持っていておりまして、推薦が上がってきたら町の民生委員の推薦候補者の、民生委員の推薦会というのを町で開きまして、そちらにかけているということになっております。 一応、審査基準なんですけれども、例えば何点か、たくさんあるんですけれども、生活経験が豊かで広く社会の実情に通じていて地域住民の信頼が厚いことであるとか、高齢であるとか病弱で職務の遂行に支障がないことであるとか、そういったことが審査基準となっておりまして、そういうことをクリアして県なりに上げて、県で一応県の審査会を通して、国、厚生労働大臣が民生委員としていくという流れにはなっているところです。 それから、最後のところ、民生委員さんが解任されたということについては、申し訳ありません、ちょっと私のほうで把握していない部分かと思っておりますので、あまりちょっと、もしかしたら話がそこはできかねる部分かもしれませんので、
--	---

	よければこの場で話しますし、ちょっとまずいようであれば別途ということで、よろしく願いできればと思います。
檜山委員長	沢尾委員、よろしいですか。 小笠原委員。
小笠原伸也委員	ごみ箱設置の件で、８０ページ（「主要施策ですか」の声あり）主要施策の成果の８０ページなんですけど、ごみ箱設置事業費補助金、自治団体数がこれは１４、それから補助件数が１６件ということで予算が９５万３，０００円なんですけど、これは団体というのは全て町内会なのかまずお聞きしたいのと、１件当たりこれ最大ごみ箱代半分の上限５万円なのか、まずそこをお聞きしたいんですが。
檜山委員長	町民課長。
町民課長 (松山公士君)	それでは、小笠原委員のご質問にお答えいたします。 主要施策の８０ページのごみ箱の設置事業費補助金、実施団体数が令和５年度は１４ということで、これは町内会かどうかですね。こちらは町内会になっております。 あと、その補助の上限とか金額につきましては、新設につきましては１基につき１０万円を上限に２分の１と。修繕については３万円を上限に２分の１という補助要項になっておりました。 以上です。
檜山委員長	小笠原委員。
小笠原伸也委員	それで、この町内会に対してごみ箱設置、金額で半分、残り半分はこれはもちろん町内会で負担しているわけなんですよ。町内会で要望して半分補助金、町からで、残り半分は町内会。１０万円のごみ箱を買えば５万円、５万円ということになるんですが。最近町内会に入っていない人のごみを捨てる件でトラブルがあるんですね。町としては、町内会に入っていない人も使っているという、町外から来た人にそういう案内を出したりしているのか。町内会に入っていない人はどこに捨てればいいのか。一応基本線あったら教えていただきたいというのと、早い話が、ごみ箱自体を役場で１０割出してくれれば何ら問題ないと思うんですけども。５割町内会を出して、町内会以外の人が使っているところで、ここでもめるわけですね。あと、ちょっと、そのごみステーション脇に置かれたら、カ

	ラスとか猫とか狙ってごみが散乱すると、誰が掃除するかというと町内会が掃除すると。そういうことになっているわけで、何かこう、町内会に対して町は援助してくれているんだけど、町内会に入っていない人があまりにも多いところで、これ多分おいらせ町内全域だと思うんですけども、毎回町内会長の集まりのときもごみの件は話題になっているはずです。ということで、役場の基本方針、町内会に入っていない人と入っている人の、そののところで、あと私が住んでいるところなんかは用地が、ごみ箱設置の用地が足りなくて、もう一台本当はごみステーション欲しいところですが置く場所がないんですよ。多分町内、ほかの全域考えると、ごみ箱を置けそうなところがないところがいっぱい町内にあるかと思うんですけども。これ、用地の確保まで役場でやってくだされば、これは町内会としてはありがたいなということになると思うんですが。 まず、その町内会以外の人、これどういう基本方針で役場は考えているのか。それから、ごみ箱設置場所、これはいかななものか、ごみステーションを10割出すのは可能かどうか、お聞きしたいと思います。
檜山委員長	町民課長。
町民課長 (松山公士君)	それではお答えします。 今、3点ほどご質問いただいたかと思いますが、まず町内会に入っていない方のごみについて町としてはどう考えているかというところでございますが、確におっしゃるとおり、町内会に入っていない方のごみについては、各町内会でその辺お金を負担してもらったりとかということもあると聞いております。その辺、きちんと分別さえすれば、非町内会の方にもそこのごみの籠の中に入れてもいいよという町内会がほとんどかなとは思っておりました。これは、全国的にもこの問題というのは大きな問題がございまして、役場は自治体のごみを収集する義務があるというのが法律上ありまして、その中でごみステーションというのは町内会管理というところで、じゃあ町内会に入っていない方はどうすんだということで、今ちょっと、最高裁までたしか裁判になっていまして、そういう非会員の方がなぜごみ出しをそこにできないかということで争っている状況もありまして、なかなか難しい状況で、八戸市でもやはりお金を取るという方向でやっていらっしゃる町内が多いとも聞いておりました。 というので、町としてはきちんと分別さえしてもらえれば、その収集場所にまずは、そこにしかごみ収集車は来ませんので、そこに置いてもらう。生ごみとかであれば、外に置くとももちろんそうやって動物とかに、カラスとかという問題もありますので、そこはもちろん町内会で管理しているごみステーションであります。

	すので、そこは町内会でそれぞれルールを決めてやっていらっしゃると思うんですけれども、なかなか、例えばアパートに入っている住人とか、新しく来る方がそのごみ出しのルールをちょっと分からなくてとか、守らなくてという声もよく聞いていまして、その辺よく町内会長からもご相談いただく案件でございまして、この件につきましては引き続き町内会からそういうご相談をいただいたときには、我々もそういうごみ出しマナーの周知徹底等、もちろんアパートの方にも、管理者の方にもそういう旨をお伝えしていきたいと考えておりました。 2点目は、先ほどお金の話で今半分補助をしている、それを全部役場でどうだという話については、こちらについては以前にその上限を上げた経緯もありまして、作るに当たってかなりお金がかかっているということで上げた経緯もありまして、全額という部分については今後、町内会長等の意見も聞きながら、やはりそこは町で出してほしい、町内会の負担が大変だという声があれば、そういうことも検討してまいりたいと考えております。 あとは、その用地ですね。ごみステーションの用地の部分を役場で何とかしてくれないかということだと思うんですが、やはりそこは、うちも用地、どこがどういう方が地権者かという部分は、もちろん調べれば分かるんですけれども、そこはもしやるとすれば、町内会と一緒に行って、もしそこの方が応じないというときには役場のほうでも来て何とかならないかというので一緒に行くということでいけば対応できるのかなと。いきなり役場で行って、全部ごみステーションを確保というと、町内に900か所くらいごみステーションがございまして、今後もごみステーション新たな新設だとか、変更といったときに、そのごみ箱の設置場所ばかり仕事としてやることになると、かなりのまた負担も増えることになりますので、それを一緒に行ってお願いするということは今後考えてまいりたいと思っておりますので、以上でご理解をよろしくお願いいたします。
檜山委員長	小笠原委員。
小笠原伸也委員	ありがとうございます。そうすれば役場、分庁舎の町民課に、相談に一応まづ行くんだということでよろしいわけですね。ありがとうございます。
檜山委員長	小向委員。
小向幸祐委員	すみません、一つ中身を確認させてもらいたいと思います。 一般会計決算書の93ページです。 4款衛生費1項保健衛生費の1目保健衛生総務費の中の18節負担金補助金

	及び交付金の中の八戸圏域連携中枢都市圏ドクターカー運行事業費負担金として91万3,000円が載っています。ある程度、圏域の負担割合もあるかとは思いますが、一応ドクターカーの運行事業の負担金があるということで、おいらせ町内での運行実績等、実際そういうものを把握していらっしゃればお知らせいただきたいと思います。
檜山委員長	保健こども課長。
保健こども課長 (鈴木政康君)	それでは、小向委員のご質問にお答えをします。 今回、この令和5年の決算における負担金の基になった出勤実績としましては、令和3年の10月1日から令和4年の9月30日までの運行実績になります。これについては51回の実績になります。 また、最新、令和5年、この次の分でいきますと64回の運行実績ということでよろしく願いいたします。
檜山委員長	小向委員。
小向幸祐委員	ありがとうございます。ちなみに、ちょっと知識がちょっと弱いのであれなんですが、この回数に応じて負担金の割合とか金額が変わったりすることはありますでしょうか。
檜山委員長	保健こども課長。
保健こども課長 (鈴木政康君)	それでは、委員のご質問にお答えします。 出勤の実績に応じて金額も変わってきますし、あるいは基準財政需要額の消防費の部分でも金額の、負担金が変わってきます。いずれにしても、今ご質問の運行実績に基づいても負担金の額は変わってくるということでご理解ください。 以上です。
檜山委員長	小向委員、いいですか。ほかに質疑ありませんか。
(委員席)	***「なし」の声***
檜山委員長	なしと認め、第3款から第4款までについての質疑を終わります。 次に、第5款労働費から第7款商工費までについての質疑を行います。 決算書の102ページから117ページまで、主要施策の成果は99ページか

川口弘治委員	ら１１０ページまでとなります。 質疑ありませんか。 川口委員。 主要施策の１０８ページ、これは観光費の中の表の、観光物産協会補助金決算額及び事業実施状況の表の中のおいらせ百石まつり、９月１５日から１８日の間、観客数等が１万９，０００人、続いて下田まつりについては９，５００人とあります。４年ぶりに去年祭りを実行できて、このことについて、町としてはどのような評価をしてあるか、まずそのところを教えてくださいたいのと、これはちょっと、昨日の関連質問になるかと思いますが、観光費にちなんで、観光物産協会の法人化についてであります、まだ全然決まっていない話なので答えられるところまででよろしいんですが、私のもとに多くの町民から来年になれば祭りがなくなるんでないかという、そういう話をする多くの町民がありまして「行って聞いてけろ、じゃあ」と言われていましたので、これはまだ決まっていないことですので答えられる範囲でお願いしたいと思います。
檜山委員長	商工観光課長。
商工観光課長 （柏崎勝徳君）	それでは、川口委員のご質問にお答えをしたいと思います。 まず、百石まつり、下田まつりにつきましては、昨年度百石まつりが１万９，６００人、下田まつりが９，５００人ということで、観光客の入れ込みがあったと推計をしております。その前の、コロナ前の令和元年度の推計では、百石まつりが１万４，５００人、下田まつりが８，０００人ということで、４年ぶりに開催したということで、町民の皆さん大変待っていたのかなということで、観客数が増えたのかなとは評価をしておりますけれども、実際に祭りを運営している側といいますか、山車組等の話を聞きますと、やはり引き子の数が減ってきたりとか、あるいは門付もなかなか厳しくなってきたりということで、祭りに参加する山車組としては大分苦しいような状況があるという話は聞いているところでございます。 それから、多くの町民から来年祭りがなくなるのではないかなというようなご心配の声をたくさん聞いているということで、そういうご発言でございましたが、どのような形でその町民の方がそういうようなことで心配されているのかなというのはちょっと何とも言えませんが、基本的には伝統的なお祭りでございますので、そう簡単に廃止しますというようなことにはならないと思っておりますし、あとは観光物産協会だけでやりたいやりたいと言ったからといって、山

	車組の皆さんがもうできない、ギブアップだということになればやれないということは間違いないことではございますけれども、そういう意味では、山車組も含めて支援等をしながら、できるだけこの伝統的な祭りを継続していけるようにやっていきたいなとは思っております。 以上です。
檜山委員長	川口委員。
川口弘治委員	ありがとうございます。私も、交通安全協会で百石まつり、下田まつり、2週続けてお手伝い参加させていただいておりまして、昨年も4年ぶりだということで、いろいろな実行委員の方、あと職員の方も本当に奮闘して一生懸命頑張っておられて、沿道の小さなお子さん、子供さんたちの笑顔とかですね、そういうものを見て、ああよかったなと、やる側は非常に現場は大変でございました。それはそれで、でもやってよかったなという感じは、参加している者としても皆さんと一緒にそうやって汗をかいってやった満足感というものがありましたけれども。 今年は、来週祭りになりますけれども、百石まつり、去年やっておりますので、担当課の皆さんとかスタッフの皆さんも思い出しながら、去年やったのとまた違ってスムーズに、そういう祭りがにぎわいをもってできることと確信しておりますので、ありがとうございます。天気がよければいいなとは思いますが。どうも、失礼しました。
檜山委員長	答弁は求めますか。いいですか。ほかに質疑ありませんか。 田中委員。
田中正一委員	私、農林水産業費のところですね、ちょっと待ってください、101ページなんですけれども、非農地の判断というところで、農地として復元困難な荒廃農地を非農地としての整理ということで299筆ということになっておりますけれども、これはどの辺なのか教えてもらえれば助かります。（「資料は成果のほうですか、それとも」の声）主要施策の成果です。
檜山委員長	農林水産課長。
農林水産課長 (柏崎和紀君)	それではお答えいたします。 こちらですけれども、まず一番大きいところが鶴久保のサンノカワという表記になるんでしょうか。あの辺沿いが、結構昔農地だったようですが、今山林化し

	ているということで、あの辺を取り除いております。 あと、下田公園、間木堤から東側、西後谷地になりますかね、あそこももう木が生えて、とても耕作できるような状況になっていないというところで、そこが大きなところになります。 以上です。
檜山委員長	田中委員。
田中正一委員	そこで、間木堤の下流のところに私も農地を持っていて、田んぼですね、1町3反歩ほど非農地になりました。ところが、県では優良農地だということで、私太陽光の会社できたからいいですよと言ったんですけども、なかなか思うように行かないということを聞いたんですよ。農地にもならない、非農地になって、優良農地というの、これどういうことですか。ちょっと、教えてもらえませんか。
檜山委員長	農林水産課長。
農林水産課長 (柏崎和紀君)	お答えいたします。 県が現地を見ているかどうかというのは定かではないんですが、やはりうちの農業委員会で判断しているんですが、あの現状であれば非農地化をしたほうがいいのかなということで、今後ですね、恐らく県なりからもそういった実情等が聞かれたりするのかなと思いますが、現況でやはりこちらでは、農業委員会では、もうなかなか農地に復旧できないという判断をしたというところでございます。 以上です。
檜山委員長	田中委員。
田中正一委員	本当に農業委員会の皆さんには、あれ見てもらって、本当に感謝しております。あそこにも、約50名ほどの土地を持っている人たち、八戸もあるんですけども、感謝しておりました。ところがですね、これで田んぼ売れて太陽光できるのかなと思ったら、会社から県で優良農地ですからそういう許可は出せませんということだね。やっぱり、来て見てですよ、本当に優良農地であるかということを確かめてもらいたいなと思っていました。 これで3回目ですからやめますけれども、今度課に行って相談してみたいと思いますので、ひとつよろしくお願いします。

檜山委員長	ほかに質疑ありませんか。 平野委員。
平野敏彦委員	それでは、質問させていただきます。 ページ１０３ページ（「先に」の声あり）主要施策の成果の１０３ページです。農業振興費の４目畜産業費のところ、畜産協会の負担金とか家畜衛生協議会の負担金出ていますけれども、私のところに畜産の堆肥の野積みによって非常に臭いがすると、洗濯物も干せないんだよという声があります。町ではどのように把握しているのか。この点についてお聞かせをいただきたいと思います。 それから１０７ページ、商工費のところですが、ここのところの商工費の④八戸都市圏交流プラザ運営事業費負担金４１万９，０００円ありますけれども、この中でおいらせ町分を負担し、圏域のＰＲ活動というのがありますけれども、この８ｂａｓｅにおいらせ町で出品している中身、何々、何点、どのくらいあるのか。売上の把握もされているのか。私はここに２回ほど行ったんですが、確認をしたいと思います。 それから１０８ページのところで、③のところ、観光パンフレット印刷製本費ありますけれども、先ほど６月の予算を取って作成中だということですが、今までのこれ見れば鮭まつりの写真があったり、事業として取り組んでいないのが載っているので、やっぱり削除するのは削除して誤解のないような形でやったほうが、いかなものかなという感じがしますので、そこを確認しているかどうか、お聞かせいただきたいと思います。 それから１０９ページのところでは、おいらせブランドの推進支援事業費が９２万７，０００円あって、ブランド認定品が１２社、４６品とありますけれども、この認定品１２社、この内訳が分かったら教えていただきたいと思います。 それともう一つ、観光施設費ですが、観光施設利用状況に白鳥の家、味祭館、ジョイハウス、いちよう公園バーベキューハウスとありますけれども、これは例えば、二川目の海岸は、海浜公園は、国道にもちゃんと表示してあるんですが、これには入ってこないんでしょうか。非常に、テント張って泊まる人とか、それからバスケットやる親子とか学生とか、結構来ているんですが、この位置づけというのはどうなっているんですか。ここをお聞かせいただきたいと思います。 以上です。
檜山委員長	農林水産課長。

農林水産課長 (柏崎和紀君)	それでは、1点目の野積み対応についてということで、お答えしたいと思います。 こちらですけれども、当課に連絡があればその都度その現場に行って状況を確認して、その都度その所有者または、今回でいえば事業者になるのかもしれませんが、指導等をして、そういう苦情が来ているということで対策を施していただくように指導等をしているところです。 以上です。
檜山委員長	地域整備課長。
地域整備課長 (岡本啓一君)	私からは、海浜公園の件について説明したいと思います。 海浜公園につきましては観光施設の位置づけではなくて、当課が管理する公園という位置づけでございます。 以上です。
檜山委員長	商工観光課長。
商工観光課長 (柏崎勝徳君)	それではお答えをいたします。 まず107ページの、八戸圏域交流プラザ運営事業費負担金に関して、8 b a s e の中に outlet している町の事業所があるのかということでのご質問でございましたが、運営しているのは圏域で運営しておりますが、町で出品している、事業者は直接はお店を出していないんですけれども、物を出品しております。例えば、川越せんべいさんとか、あるいは町内のホッキとか、黒ニンニクなんかもそこで出される料理の中のメニューの中の一つとして活用されているところでございます。 それから、次に、108ページの観光パンフレットの印刷についてなんですけれども、ちょっと作ったのが古い、若干年数がたっておりまして、残っている情報を、もしかしたらちょっとフレッシュさに欠けているのかもしれませんが、中身につきましては増刷するたびに見直しをかけているところでございます。また、現在の観光パンフもそろそろ新しい物にリニューアルしたいなということで、今検討を進めているところでございます。 次に、109ページのおいらせブランド認定品が12社の46品ということで、今ちょうど手元にパンフレットがございますが、12社申し上げますと、有限会社信愛商事さん、青森エゴマの会さん、百石ふるさとの味研究会さん、百石

	町漁業協同組合さん、下道建設株式会社さん、カワヨグリーン牧場さん、モンターニュさん、観光農園アグリのにしきさん、桃川株式会社さん、さつきグループさん、柏崎青果さん、最後にCONSE FARMさんの12社ということになっております。 以上でございます。
檜山委員長	平野委員。
平野敏彦委員	さっきの畜産の関係ですけれども、現場確認と指導しているということですが、じゃあ今まで場所的にはどこを指して言っているんですか。私は一川目、二川目地区の方から、それぞれ話を伺っておりますので。今まで指導した場所等があったら、何件あったのか、これをもう一回確認したいと思います。 それから、観光パンフレットのことでございますけれども、私が見たのはこれなんですけれども、おいらせ町トラベルガイド、これでいきますと、もう終わっているのも結構載っているなという。だから、本当にこのままこれを配っていたら、どうかなという思いがあります。ですから、いつ頃になればこれがちゃんとしたのが出てくるのか。いちよう公園とか、下田公園のは、あれはないと思いますけれども。実際に、日本一の鮭まつり、それからこうやって見てですね、やっぱりないが出てきているというのは、ちょっと私は疑問だなという感じがしていますので、いつ頃までにどういうふうにできるのか、これも併せてお聞かせいただきたいと思います。 それから、おいらせブランドの認定12社はチラシ等でも出ていますからあれですけれども、実際に46品が出ていますけれども、この実績、売れているのか、人気商品としてこれがヒットしたとか、そういう実績があったらお聞かせいただきたいと思います。
檜山委員長	農林水産課長。
農林水産課長 (柏崎和紀君)	それではお答えいたします。 場所的には、二川目の、それこそ平野委員の西側のほうといいますか、その辺のあたり、私が覚えているのはその辺のあたりで1か所、野積みしていて相当量あったのをお願いして、全部はなくなっていないんですが、少しずつといいますか、減ってはいるなど。ただ引き続きお願いはしている状況です。 以上です。

檜山委員長	商工観光課長。
商工観光課長 (柏崎勝徳君)	それでは、ご質問にお答えをしたいと思います。 まず、パンフレットにつきましては、今私の手元にある今のパンフレットに関しては鮭まつりというのはもう載っていませんので、もしかすれば古いパンフレットをお持ちなのかなと思っています。ただ、デザインそのものが大きく変えていないものですから、もしかしたら古いままのものを持っていらっしゃる方もたくさんいるのかもしれませんが。そういう意味では、本当に、このパンフレットそのもののリニューアルというのが必要になってきたのかなとは、今ご指摘されまして認識を新たにしたところでございます。 それから、あとブランド認定品、実績はどうなのかということでご質問ありましたが、各事業者さんから、認定されてその分売上げが上がったのかとかということに関しては特にお聞きしていないものですから、その実績が上がっているのか下がっているのかということに関しては、ちょっと把握していないということで、申し訳ありませんがご了承いただきたいと思います。
檜山委員長	平野委員。
平野敏彦委員	私は、やっぱりこの部分では、協会に1, 150万円以上の金をつぎ込んでいくわけですから、やはりそういう意味では出すほうの側として、ちゃんとそれなりに把握して報告を受けるとか、そういうような形で取り組んでほしいなと思いますよ。やはり、出しっ放しというのはよくないと思いますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。 それと、私は、さっきの農水課長が言う部分については、農家も非常にこれには期待しているんですよ。肥料が上がって、もう1袋1,000円も上がって、経費がかかり過ぎる。ですから、こういう畜産の方々の堆肥を有効活用したいという声がたくさんあります。ですから、私は別に反対するとかそうじゃなくて、やっぱりそういう管理をちゃんとしてもらうのと、それから今肥料によっては非常に臭いの強い肥料があって、それを二、三日置けば、その周りに結構臭いがする、そういうの、うちの一川目地区なんかでも、西風とかいうの吹けばもう洗濯物も干せないというのも聞いていますので、その辺、いろいろな意味で、その業者の、生産者の方には、やっぱりそれだけ農家の方も助かっているんだということと併せて、いろいろなすき込みの方法とか、そういうものも指導していただければと思いますが、どう感じていますか。

檜山委員長	農林水産課長。
農林水産課長 (柏崎和紀君)	お答えいたします。 今、平野委員おっしゃったとおり、堆肥なんかもすぐすき込んでいただければ、意外と臭いは消えるらしいのですが、そこに何日かやはり置くと臭いが強いということでしたので、その部分は引き続き、情報入り次第ですけれども、すぐすき込んでいただくようにとか、今平野委員からご指摘等あった部分について、今後も適正に指導はしていきたいなと思っております。 以上です。
檜山委員長	ほかに質疑ありませんか。 沢尾委員。
沢尾宏之委員	１０８ページの町観光物産協会育成支援に関してちょっと確認なんですけれども、去年から始まりました森の感謝祭、これに関してのちょっと定義が分からなくて。これも観光客の方も結構見えていたのでこれも支援対象かと思ったんですが、どのような認識でよろしいでしょうか。
檜山委員長	商工観光課長。
商工観光課長 (柏崎勝徳君)	お答えします。 主要施策の成果の１０８ページになりますけれども、観光物産協会の事業等々について一覧表にまとめておりました。ここに、本来であれば森の感謝祭ということで、令和５年度新規事業として掲載しなければならない大きな項目でございましたけれども、大変申し訳なく思うんですが掲載漏れがございました。ですので、口頭にてご説明したいと思います。 事業名といたしましては、森の感謝祭となります。 開催日は、７月の８日から９日となります。 決算額といたしましては、２８９万１，０００円。 観客数は５，１１８人ということで、新しい事業として多くの方にお越しをいただいて実施いたしております。 掲載漏れ、大変申し訳ございませんでした。
檜山委員長	沢尾委員。

沢尾宏之委員	ありがとうございました。近隣の八戸とか三沢とか結構見えていらっしゃるの で、ぜひ盛り上げていただきたいと思います。 以上です。
檜山委員長 (委員席)	答弁はいいですね。ほかに質疑ありませんか。 ***「なし」の声***
檜山委員長 (委員席)	なしと認め、第5款から第7款までについての質疑を終わります。 お諮りいたします。 本特別委員会における付託認定審査については、ただいま審査している認定第 1号、令和5年度おいらせ町一般会計決算についての歳出第7款までとし、歳出 第8款からの審査は明日引き続き行いたいと思います。これにご異議ございませ んか。 ***「なし」の声***
檜山委員長	異議なしと認めます。 したがって、本日はこれで延会することに決めました。 あしたの決算特別委員会は、引き続き本会議場において午前10時から付託認 定の審査を行います。 本日の決算特別委員会は、これで延会とします。 ご苦労さまでした。 (延会時刻 午後 3時40分)
事務局長 (佐々木拓仁君)	修礼を行いますので、ご起立願います。 礼。

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

令和 6 年 1 1 月 2 2 日

決算特別委員長 檜 山 忠